

北本学童保育の会うさぎっ子クラブ
2025年度 学童保育室入室のご案内

北本市学童保育室指定管理者
特定非営利活動法人
北本学童保育の会うさぎっ子クラブ
〒364-0006
北本市北本3丁目141-2 大島ビル2階
TEL:048-594-8637 FAX:048-594-1550
E-mail:contact@kitamoto-usagi.com

<入室手続きの流れ> ※裏面もご覧ください。

2024年11月～ 申請書配布 ↓	○うさぎっ子クラブが運営する学童は、市内7小学校区12学童保育室です。 ○11月16日(土)申請書類等をお配りします。 (新入室者向けに手続きに関する動画も同時に配布いたします。) ○年度更新者向けには学童保育室を通じて随時申請書類等を配布します。	
入室申請 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	一次受付 2024年12月20日(金)締切 受付期間 2024年11月18日(月)～ 2024年12月20日(金) ※郵便の場合は、2024年12月20日(金)必着	二次受付 2025年1月17日(金)締切 受付期間 2025年1月6日(月)～ 2025年1月17日(金) ※郵便の場合は、2025年1月17日(金)必着
	【申請に必要な書類】 ※うさぎっ子クラブ事務所又は入学する小学校敷地内学童保育室へ提出 ①「北本市学童保育室利用許可申請書」(児童一人につき1通) *基準日=4月1日現在 ②「誓約書・同意書・学童保育利用料支払保証書」(世帯につき1通) ③「保育を必要とする状況を証明する書類」(保護者分及び該当する同居親族等各1通) ※事情説明書は必要な場合のみご記入・ご提出ください 合わせてご提出下さい。 ※書類は全て修正テープ不可です。間違えてしまった場合は二重線を引き、正しくご記入ください。 新入室の方は、 2024年1月1日付で北本市に住民登録がない場合のみ、住民登録があった市町村で発行した課税証明書が必要です。 ④「課税証明書」(保護者分各1通) ※年度途中で入室の場合は、お問合せ下さい	
入室審査 ↓	1月中旬～2月上旬 ○書類に不備がある場合や、学童利用料に未納がある場合(更新の方)は審査できません。 ○学童保育室利用許可申請書類の内容を審査します。	
結果通知発送 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	2月中旬頃 ○結果通知を郵送します。入室許可となった方へは、入室に必要な書類を同封します。 【同封書類】 家庭調査票、児童引渡しカード、保育料自動払込利用申込書、北本市学童保育室利用時間延長申請書、掲載承諾書、うさぎっ子クラブ入会のご案内、QRコード読取り回答手順 を同封します。 新入室の方は、 ⑤ <u>ゆうちょ銀行窓口にて保育料自動払込利用申し込み手続きを済ませて下さい。</u> ※兄弟が既に在籍している場合でも新入室の児童は手続きが必要です。 (窓口受付終了後に受け取ったお客様控えは、入室手続きの際必要になりますので紛失にご注意下さい。)	
	入室手続き ↓ ↓ ↓ ↓	2025年3月5日(水)提出期限 ※利用が決定した学童保育室へ提出 【提出して頂く書類】 ●保育料自動払込利用申込書お客様控え(コピー可) ※新入室の方のみ ○掲載承諾書 ◎家庭調査票 ◎児童引渡しカード ○北本市学童保育室利用時間延長申請書(該当者のみ) 【QRコードを読み取って回答頂く事項】 ◎保険加入確認 ○土曜保育利用申込 ○延長保育利用申込 ○うさぎっ子クラブ入会申込
入室	○利用開始は、4月1日です。 ○利用期間は、4月1日から3月31日までとなり、年度毎に更新手続きが必要です。	

※原則として小学校長期休業期間のみ等の短期入室は受け付けておりません。

※障がいをお持ちのお子さまが利用を希望される場合は、各保育室の学童支援員にご相談下さい。

※その他、ご心配ごとやご不明な点は、学童支援員又は事務局へお気軽にお問い合わせ下さい。

1. 学童保育室入室事由および申請に必要な証明書類

入室対象児童は、保護者が労働等で昼間家庭にいない世帯の小学生が対象となります。

原則として市内に居住する児童で、市外の小学校に在学する児童も利用することができます。

入室事由(保護者の状況)		入室期間	証明書類
就労	昼間に居宅外又は居宅内で、児童と離れて家事以外の仕事をしていることを常態としている場合 <u>日曜日を除く週3日以上勤務し、かつ勤務終了時刻が午後3時以降であること。</u>	就労している期間で、最長で年度末(3/31)まで	就労(内定)証明書 ※1, ※2
出産	妊娠中又は出産後間もない場合 (産前6週間、産後8週間の期間)	<u>産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末まで</u>	母子手帳の写し (両親の氏名と出産予定日が記載されたページ)
疾病等	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいをもっている場合	左記事由により入室を必要とする期間で、最長で年度末(3/31)まで	診断書、又は障害者手帳の写し ※1
看護・介護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神に障がいを有する同居の親族を常時介護している場合		
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合		(り災証明書写し(あれば))
求職中	就職活動のために保育にあたることができない場合	2ヶ月	—
就学	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合	卒業・訓練終了月まで	在学証明書 ※1, ※3

◎基準日は4月1日です。

◎兄弟姉妹で申請の場合、証明書類はご両親および18歳以上65歳未満の同居親族等各1通の提出で結構です。

※1. 証明書及び診断書は、申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※2. 保護者が育児休業中の場合、将来的に勤務復帰の見込みがあるため、保育の継続性の観点から「就労」を入室事由として申請できます。

※3. 在学証明書は在学期間の記載のあるもの。18歳以上の同居親族等の場合、学生証の写しでも差し支えありません。

2. その他

詳細については、『2025年度 入室のしおり』をご参照ください